

また全年9月の日記には

- 9月2日 常会ヲ開催ス 校長様御指導下サル
- 22日 子安へ参拜(注周桑郡子安大師)並ニ飛行場ヲ見学 7名参加
- 23日 清水国民学校ニテ防空ノ講習並ニ注水ノ訓練アリ。出ズ
- 29日 清水嘉藤次様外2名出征ニ付キ見送ヲナス
- 10月2日 土居ニテ常会ヲ開ク。出席者7名
- 3日 国民学校ニテ小池様軍事講習並ニ竹槍ノ訓練アリ。出席者7名
- 30日 羽藤秀一様遺骨ヲ迎フ

とあり、この後も竹槍訓練が行なわれた事が所々に散見する。

また19年以降では食糧の不足が顕著となり銃後の産業戦士への特別配給のための婦人会の努力が、次の通りのべられている。

- 19年5月5日 県下各農家ヨリ白米一升宛献納致シ、県護国神社ニオ供ヘノ上、産業戦士ニ配布
- 11月1日 婦人会米麦ヲ集メテ産業戦士ニ麦一人一合、米部落ヨリ出ス
- 20年5月 国民学校講堂ニ於テ母親学校アリ、山本先生ノ意見発表アリ 甘藷増産ニ付キ越智講師出席シ講習会アリ 出席者3名
(註 部落から3名出席の意)

などが記録されている。

(県下の軍需工場ではこれ等の米穀は産業報国会の手を経て特別配給され深夜作業する者に給食された。当時の軍需工場は大部分が女子挺身隊・転業者などで、食前に「120万県民の赤誠こもるこのごはん、有難くいただきます」と斉唱した。)

第2章 復興と都市計画

第1節 復興と都市計画

恒久的復興対策 罹災後は一連の応急対策のほかに恒久復興計画を樹立することも急がねばならなかった。9月12日の市議会土木委員会は、戦災復興土地計画(復興事業費の半は国が補助し、半を市が負担する)を樹立するため市会議員16名と、学識経験者3名を委嘱した。

復興委員会 委員は市会側 田坂庄三郎・国貞盛一・馬越晃・渡辺菊助・

山下謙一・河上喜勢治・井上毅織・神谷又五郎・武内信一・高橋芳一・二宮兼一・桧垣長一郎・近藤長五郎・桑原喜太郎・野崎豊・山路常一
学識経験者 阿部秀太郎・尾越光治郎・藤高豊作で、委員会は復興施行を市で行うこととした。市は、まず瓦礫の清掃、金属の回収・上水道の復旧・住宅対策・罹災及引揚者収容住宅の応急対策と、市街地の土地利用計画・街路の決定・公園の増設・緑地の新設・市街地の整理下水路の整備・個人所有地の処理方案など国の方針に従いながら恒久対策を決定した。実施にあたっては、各種諮問機関を設けて衆知をあつめ、世論を重んじて円滑な遂行を期した。これら委員会の活動は今治を新興する上に大きな原動力となったので、その一部を編年的に述べる。(詳細は『今治市戦災復興誌』参照)

(1)(ア) 土地利用計画 今治は大正11年四国唯一の開港場として認可され、港湾施設が充実され、綿糸・綿布などが年をおって発展し、市街も膨張したが、無秩序であったので市の将来の発展上、考慮を要する点が少なくなかった。昭和2年3月24日発布の都市計画法の適用を指定され、4年2月9日告示 633号をもって隣接の近見村・日高村・立花村の一市3村を含んで都市計画区域に決定された

その後市街地建築物法による地域の指定は数度の改正があったが、町村合併後表8のようにかわって、37年6月拡張され現在に至っている。

(イ) 防火地域 準防火地域の設定 本市の中心部は建築密度が高く、その上ほとんどが木造建築で、火災に際し延焼拡大の危険が大きいため市役所を中心に駅裏から海岸に至る商業地域の一帯 74.74haが24年10月13日建設省告示第 849号で準防火地域として決定された。その後35年11月に3度改正があ

表8

種別	面積	百分率
工業地域	133.9ha	12.6%
商業地域	160.2	14.4
住宅地域	545.3	49.2
準工場地域	263.0	23.8
計	1,108.4	100.0

って、現在は防火地域7.06ha、準防火地域89.80haとなった。防火地域には駅前・広小路・市庁舎・本町1・2・3丁目指定された。

(ウ) 都市計画臨港地区 復興委員会の初期には重大問題ではなかったが、40年3月

3日告示 353号で波止浜臨港地区8.41haが県管理地方港湾となり、今治港湾61.0haが358号で市管理重要港湾となった。

(2) 街路計画 本市は慶長8年(370年前)藤堂高虎が開町に際して計画された6町を基幹とするため、街路がせまく、その増幅拡張が近年の念願であった。したがって戦災を機とし、21年7月6日決定をうけた。

(3) 公園緑地計画 従来、公園・緑地は吹揚城跡が市民の娯楽場として愛用されたが、市民の慰安・保健・防災を主眼とし、都市美を発揚するため、政府の奨励もあり、公園11、緑地11を、23年5月27日、建設省告示 230号で計画決定した。

すなわち、今治駅から西方1km浅川の清流にまたがって約15haを総合公園として計画し、また、市の中心部に森見公園・吹揚公園、東方に御厩公園を計画した。また、児童公園は、それらとの距離等を勘案して計画された。さらに28年の国民体育大会の開催を機会に大新田運動公園の決定をうけ、その整備をはかり、その後区画整理事業の進捗・市域の拡張等により数回の変更がなされ、今は計画の1/3の18.93haが開設されている。

(4) 墓地計画 区画整理事業促進のため、区域内寺院墓地の一部を移転するため、従来の大谷市営墓地の周辺を拡張し、23年5月27日、建設省告示第230号で第1回大谷墓地を計画決定したが、その後地積を3.76haに変更した。

その後、戸籍制度の改正や市内の世帯数の増加が著しくなるなどの事情から、墓地の需要が急速にのび、墓地計画の変更の必要にせまられている。

(5) 下水道計画 本市の中心部にあたる旧今治町および今治村郭内(武家屋敷)には、旧藩時代に大島石を用いた排水道が路側にあった(元土木課長本宮丑之助談)が、昭和の頃には次第に不完全なものとなり、辛うじて排水できるにすぎなくなった。ことに、幕末から明治・大正の頃に伸びた市街では極めて不良であった。とくに別宮川の流域がはなはだしかった。その上、町全体が昭和21年12月の南海地震以後、地盤の沈下を来たしたため、根本的な下水道計画の樹立が緊要であった。

また、高度のある鉄道線以西の地域も、都市化の進むにつれ、従来の農業

用水路を主軸とする都市下水路と、別に公共下水路施設を行なわねばならぬ状態になっていた。

そこで市は、本施設の必要の緩急を考慮して、4排水区に分け、各区域の地域の雨量・汚水量などを計算し、合流方式によって一つは天保山に、一つは日本丸に導いて、ポンプによって揚水、海中に投棄することとした。(「水と今治」参照)

なお、西高等学校付近から自湧する水は従来の青木川に集め、暗梁を通じて宮下通りの北で浅川に注がせ、鉄道線路西部の排水に便じる事とした。

表9 公共下水道計画推移表

事業名称	予定排水面積	計画人口	施設		認可年月日
			下水管渠延長	その他の施設	
今治市下水道	214ha	51,600人	47,030m	ポンプ2ヶ所	昭28.4.27
今治市公共下水道	249	"	56,630		37.11.24
今治市公共下水道	359	52,000	71,325		41.3.25

表10 都市下水道計画表

名称	排水区域	巾	延長	執行年度	決定年月日
青木下水路	147.9ha	2.9~2.15m	2,616m	昭36~40	昭36.12.26

(6) 復興土地区画整理区域の決定 今治市は594haが戦災を被ったが、比較的被害が大きく将来、市の発展上重要な、鉄道線路以東の363haの区域を、復興都市計画土地区画整理施行地域とし、21年7月6日、戦災復興院告示第52号を以て指定をうけ、事業の遂行を図ってきた。24年9月24日閣議決定をみた「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」により、後年度施行地域及び第2、3工区の一部の25haを区域から除外した。さらにその後の

表11 戦災復興都市計画表

工区別	当初	再検討	収束	
第1工区	101ha	101ha	101	新町全部及び米屋町・室屋町・本町・片原町・中浜町・風早町・日吉・今治村・別宮の各一部
第2工区	159	118	116	蔵敷の一部
第3工区	103	21	21	米屋町・室屋町・本町・今治村・別宮・日吉の各一部
計	363	240	238	

再検討によって面積を240haに減少、結局は238haとなった。

工事はまず第1工区の30万余坪の筆ごとの測量から始まり、各宅地の約21

表12 種目別整理施行前後の地積の対照表

種 目	施 行 前			施 行 後			備 考		
	地積 (㎡)	%	筆 致	地積 (㎡)	%				
公 共 地	道 路	215,692.17	9.05		267,607.00	11.23			
	広 場	45,792.86			13,178.00	0.55			
	河川・水路	4,532.85	1.91		24,766.00	1.04			
	護 岸	703.75	0.19		5,022.00	0.21			
	堤 塘	703.75	0.03		1,107.00	0.05			
	公共物揚場	1,768.19	0.08		1,867.00	0.08			
	計	268,169.82	11.26		313,547.00	13.16			
	用 地	道 路	42122.00	1.77		262,875.00		11.04	
		公 園				110,770.00		4.65	
		広 場							
水 路		183.19	0.01						
護 岸		1,753.40	0.07		1,753.00	0.07			
公共物堤塘	12,885.17	0.54		16,402.00	0.67				
計	56,943.76	2.39		391,800.00	16.44				
合 計	325,113.58	13.65		705,347.00	29.60				
宅 有 地	田 畑	85,082.00	3.57	190	49,849.36	2.09	6号該当19筆1,572.30㎡ 6号該当2筆 231.00㎡ 6号該当20筆1,175.00㎡		
	宅 地	1,729,109.52	72.58	7,742	1,511,639.87	63.45			
	池 沼	60,442.00	2.54	4					
	墓 地	7,628.00	0.32	12	5,165.90	0.22			
	境 内 地	43,314.00	1.82	58	36,798.11	1.55			
	雑 種 地	73,228.00	3.07	23	7,880.57	0.33			
	原 野	14,185.00	0.59	15					
	山 林	125.00	0.01	1					
	公衆用道路	3,427.84	0.14	177					
	用 悪 水 路	39.00	0.01	1					
計	2,039,781.36	85.62	8,291	1,623,986.16	68.16				
国 有 地	普通財産	11,333.09	0.47	18	13,907.42	0.58			
	計	11,333.09	0.47	18	13,907.42	0.58			
準 国 有 地	日本国有鉄道用地	105.77	0.01	3	152.72	0.01			
	日本専売公社用地	1,234.88	0.05	3	3,790.14	0.16			
		3,614.63	0.15	3	4,906.66	0.21			
	計	5,045.28	0.21	9	8,849.52	0.38			
合 計	2,056,159.73	86.30	8,318	1,646,743.09	69.12				
保 留 地				1,646,743.09	1.28				
測 量 増	1,218.52	0.05							
総 計	2,382,491.83	100.00		2,382,491.83	100.00				

%の地積量を道路・公園等公共用地用の潰地として供出させた。これによって第1工区では公共用地は従来の2倍半となり、公園用地は10倍となった。

第2工区では宅地の潰地を21%としたが、溝渠や雑種地の整理で学校用地や公園がうみ出され、道路用地は4倍に増加した。

第3工区でも宅地の潰地を約22%としたが、溝渠・民有地道路の整理で学校用地が著増した。

この整理事業の地積上の結果を集録すると表12のようになる。

土地区画整理委員会及び土地区画整理審議会 今治特別都市計画事業復興土地区画整理施行者(今治市長)の諮問機関として、土地区画整理委員会(後に土地区画整理審議会委員会と改める)が設置され、所有権者12名、借地権者11名がえられ、31年からは法改正により所有権者13名、借地権者3名、学識経験者4名計20名が選出され、41年から完了まで委嘱され事業の進行につとめた。これらに委嘱されたのは、重任もあり交替もあったが、次の人々であった。

松原清一 渡辺菊助 清水末治 福岡正一 菅野省三 竹内嘉十郎 村上保 長井栄一 栗本三千三 中田熊五郎 佐伯宇之吉 正岡節也 住穂次郎 井上権平 田中重正 武内茂夫 河上武 中原豊之進 河上義隆 谷田保一 竹田金太郎 山口文雄 明比茂 矢野朝美 重松栄吉 越智岸雄 藤原重雄 中村高雄 羽藤亮三郎 瀬尾為一 門田忠幸 青木寅一 秋山信一 越智数馬 長井信一 井出春一 山本幸助 渡辺親一 壺内喜四郎 増田万里

換地 さて計画ができ測量が終わり、具体的な町作りに入ったが、街路の指定について街郭の設定・宅地の決定が問題となる。

1. 従来の街郭は、中心部(旧城下6町、のち8町)は縦60間横30間であったので、おおむねこれを準拠とし、長辺を110m前後、短辺を50m前後を標準とし、換地割は移転家屋がなるべく少くなるように、また従来の宅地の位置・地積・土質・水利用状況・環境が照応するようほぼ面積式にし(一部評価式を加味して)土地の価値の変動を少なくする現換地主義で計画をたてた。

2. またこの際、宅地地積の適正化についても努めた。すなわち21年9月9日その基準となる地積を99.17㎡(30坪)とした。また22年2月15日、審議会の同意を得て50.50㎡(18坪)以上の場合は増換地を行った。過小宅地の救済策として昭和22年3月10日まで、土地の分合筆の猶予期間を設けた。また市街地の中心部では、10数軒で店舗経営を行っていたため、過小宅地が多く、これらのうち申告のあったものについては、特別都市計画法施行令第13条第1項ただし書きの特別地区を定め、救済用地として50㎡(15坪)内外の換地を交付した。59.50㎡(18坪)未満の宅地83筆、2,446.34㎡については、土地区画整理法の定めにより換地を定めなくて、金銭で清算した。借地に関しては地主に任せ、問題がおきた所のみ関係者の協議にもとづいて市が指定し、適正化の措置は行わなかったが、極力法の精神を生かすよう努めた。換地に当っては、土地の適正な評価と妥当な補償が行われねばならなかったので、

土地評価特別委員には市議会、補償審査会及び区画整理委員から各5名宛補償審査委員には県土木課長、市会議長及び同議員、銀行支店長、弁護士を委嘱し、その力を煩わした。

3. 農地との関係 主として第2区、第3区には、台帳地目農地のものがかかりあったが、周囲の状況からみて宅地と認められるものは宅地として扱った。しかし農地には耕作権があり、土質・水利などの諸条件もあるので、換地にあたっては農民の意見をいれる必要から、農地調整協議会を設けて円満に運ぶようにつとめた。これに関係した委員は、農業委員や農民代表、市民代表の3団体から選出、委嘱したが、武内茂夫、石原吉久・田窪貫一・武田勝市・近藤己奈夫・大村久太郎・井出春一・川畑春樹・橋田時一・壺内喜四郎(以上農業委員)田坂修一郎・越智亀一・村井茂・柿原源吾・佐々木勇・吉井信一・瀬野春雄・真木伊佐雄・藤本清一・阿部嘉助・藤本一郎(以上農民代表)田坂敬三郎・越智明・矢野米一・亀田徳一(以上市民代表)が任期の長短はあったが委嘱された。

町界・町名・地番の整理 戦災復興土地区画整理事業が進むにつれ、町界、町名、地番整理の必要がおこり、これらを審議する町界、町名地番整理審

議会が設けられた。委員は市会議員12名、土地区画整理審議会委員5名、学識経験者3名を選び出し30年7月に委嘱し、以来、40年迄に次の人びとが関係した。

長井信一・高橋伊勢一・斧梅一・菅菊一・大塚市作・山之内慶伸・続木憲太郎・森保雄・矢野米一・越智伊平・井本義秀・川畑春樹・山中頼家・壺内喜四郎・武内茂夫、一色猶助、八木音松・近藤長太郎・柴田義雄・森恒雄・平尾晴次郎(以上市会議員)渡辺菊助・門田忠幸・青木寅一・竹内喜十郎・中村高雄・長野栄一・住穂次郎・秋山信一・矢野朝美・武内信夫・井上権平・栗本三千三・増田万里・長井信(以上区画整理委員)井門金吾・村尾利一・富田文夫・松本文三郎・清水貞一・松本信秋・富永正雄(以上学識経験者)

委員会は基本方針として次の事をきめた。

- (ア) 町割の方式 町割は総合式町割を主とし、線路式町割又は街郭式町割を併用する
- (イ) 町の組織と配列 現在の常盤町を中心に街全体を二分し、この中心を起点として従来の町6町に準じた町をつくる
- (ウ) 町の大きさ 1ヶ町の大きさは下記の坪数を標準とする
- | | |
|-----|---------|
| 商業地 | 3ha~6ha |
| 住宅地 | 12ha内外 |
| 工業地 | 15ha内外 |
- (エ) 町の境界 町の境界は背割を除くほかなるべく河川、水路・鉄道・道路をもって境界とし、丁目界はできる限り街路を利用し、境界をはっきりする
- (オ) 丁目数とその配列 町名の数を整理するため丁目をもって組織する。丁目数はなるべく4・5丁目止め、9丁目を越えない一列の放射式にする。
- (カ) 町の起点と進路 町および丁目は市街を2分する中心街を起点とし、放射式に進むものとする。
- (キ) 町名 従来の町名に準拠するものはもちろんなるべく当用漢字で簡易にし、由緒あるもの、親しみ深いもの、語調のよいもの等を採用し、同一または類似町名、難読又は印象の悪い町名はさけ、「何々町」の名称を用いる。

1. 町界町名決定の経過

(イ) 町名は住民の日常生活に極めて深い関係があるから、最も民主的な手段をとって決定する事とした。すなわち、上記の基本方針にしたがって、まず原案を市で作し、町界町名番地整理及び土地区画空地を審議会にはかり修正し、各自治会に配布・了解をもとめた。ところが47自治会から現町名の存続・合併・新町名称など種々の陳情があったので、区域を7地区に分け、地区選出委員で作る小委員会を設け、審議を重ね、その結果を全体会議に持

ち上げ、さらに慎重な審議によって決定した。

この審議が決定したのは40年2月で、これに基いて6月作業し、審議会の了承を得、法の定める手続きで知事に届け出、土地区画整理換地処分の発生と同時に施行するよう法の定めによって市長の公告となった。

(ロ) 建築物の移転と補償 既述したように、戦災直後から市内の各所でふろしきを上げ、あるいは箱をならべて日用品を売買する露店商ができ、やがて定着して小屋をたてるものもできたが、これらが新しい都市計画の実施にあたっては一つの障害となった。本来都市計画法施行令第35条による法令違反の建築物については、補償金を交付しないことになっているが、商業都市としての本市の特性から、21年末までには、一般住宅 1,349戸、商工併用住宅 347、官公衛その他 173戸が建ち、かつ日に月に資材不足を克服して新円で建築するものが増加する傾向は強まるので、建物移転の促進をはかるため、ある程度の奨励金を交付する事とし、21年8月以前の無許可建物80%、条件付建築物40%、特別条件は建築物、違反建築物10%と定め、移転協議の整った者に支払った。

こうして都市計画諸案が具体化する間にも、罹災家屋の建築は進み、22年2月には、自力復興した家屋は 4,000戸に達し（間借り、寄合世帯 4,697、塚舎生活58戸）23年7月には 4,887戸に達した。これらの建築物中、街路の拡張、換地の実施のため支障となっている建物は 2,271戸に及んだが、前記の補償規定や奨励金にもとづく話し合いで殆んど円満な協議移転を行った。最も困難したのは駅前広場前に小屋を並べた40軒と、港務所前広場の 122軒の露店の移転（旭町線所在の計画街路上の無許可工作物もこれであったが）であったが、有志や市会議員の再三再四に及ぶ努力で24年春円満に立退き、それぞれ 2,700坪と10,000坪の緑地帯が作られ、市街が美化された。

(ハ) 墓地移転 新計画で全墓地の移転を要するのは来迎寺であったが、正法寺、東禅寺、大雄寺、円光寺、円浄寺も一部移転を余儀なくされた。この整理で移転した墓は 2,550基であった。

2. 街路事業 土地区画整理地区内の一般街路については、巾36mの広小

路線を軸とし、幅員18~25m線 6路線、幅員12m線12路線（内今治日高線は25m）幅員 8 m線 1路線 延長15,213.5mを設け、それに縦横に幅員 4.0m~15.0m延長36,469mの区画街路を配して町の形態を整えた。街路の築造にあたっては、都市計画街路については歩・車道の区別を原則とした。土地区画整理事業の街路においては整地およびコンクリートL型側溝工事を主体として街路の新設・拡張に力をそそいだ。舗装事業については、都市計画街路については国庫補助をうけ、計画街路中、市道は市の施行により、国県道については県施工により、一般公共都市計画事業費によって全線完了し、区街の舗装は市単独事業によって大半の道路は舗装済みとなった。

区域外の街路については、一般公共都市計画事業で整備を図り、内港浜の窪線・別宮・大新田線の全線開通を図り、今治日高線、大坪通辻堂線の整備を図って来た。

3. 公園事業 都市計画公園中・地域内にあるものについては用地の確保及び整地事業は戦災復興事業で行い、整備については一般都市計画事業及び市単独事業で施行したが、区域内の公園についても大新田運動公園を都市計画事業費で完成し、慶応公園・波止浜公園・喜田村公園・美保公園を市単独事業で開設したが、別宮地内の運動公園・大新田地内の浅川公園などはまだ日の目をみていない。

第2節 下水道

町制前、城下6町といわれた本町、米屋町、室屋町（室町）、風早町、中浜町、片原町には、市制実施の大正9年には、道路の両側に雨水や下水の排水路となる大島石造の側溝があり、また郭内の武家屋敷にも、金星川に排水された下水路があった事は、市制実施当初から市役所につとめ、戦災復興にもあたった元土木課長の本宮丑之助の語るところで、この工事は、恐らく明治以前の施工であろうという。

明治中期から大正初期に入って綿ネル工場が発達し、大工場が次々に建設されたが、これらは、一定の秩序もなく伸びたので、別に下水道の特設もな

第1章 瀬戸内海大橋の架橋

第1節 架橋の意義

越智諸島々民の多年の夢であり、近年は、県政の三本柱の一つとして県民の期待と関心を集めた瀬戸内海大橋は、いよいよ近々着工の運びとなり、四国の歴史の1頁に大きな変革を加えることになった。思えば、長い間の県人の願と努力の累積の成果であった。しかるに着工直前に、国の内外の事情から、公共投資が全面的に抑止され、本工事も延期されるに至った。今は情勢の好転を待つのみである。

四国と本土を架橋によって結び、産業・文化・観光などの多角的開発をはかる構想は、地元でも昭和28年ころから強く主張されるようになり、30年8月には今治吉海・宮窪・伯方・大三島上浦の1市5カ町により、期成同盟会の結成が協議された。30年代前半には、3ルート別の府県別グループ化の動きがさかんで、後半から40年にかけては、3ルートの同時着工は無理、ということで、優先ルートの指定をめぐり、政府もなかなか態度を示さず、激しい政治運動が展開された。41年7月、市公会堂に4県代表1500人を集めて行なわれた建設促進今治大会は、その盛り上りの頂点であった。

40年代中期は、瀬戸内海を一体とする広域大規模開発プロジェクト、新全国総合開発計画の中での新ネットワーク形成の必要から、期成同盟会17年間の努力がここに報われ、架橋実現の年となったわけである。

市民もまた、架橋貯金、架橋促進寄付金（47年7月までに藤高豊作、KKフジなど15件、1000万円以上）などの形で協力を続けている。

瀬戸内海大橋の有利性 今治市から尾道に至る9つの島を10橋で結ぶ延長60.7km（陸上50.9、橋梁9.8km）の大事業は、世界にも類例のない長大橋群の創造で、物心両面にわたる開発効果が期待される。

- a. 日本土木学術発表によると、ルート基礎地盤には、すべて花崗岩が露出し、基礎施工箇所の最大水深は15mと浅く、他の2ルートよりも技術的に容易、安全である。
- b. 多島海のため長大橋なく、建設期間は8年と短かく、工費1,242億円も他のルートより安い。海中橋脚が少ないので、船舶航行に支障がない。
- c. 地震・台風・霧など自然災害のおそれが少なく、橋梁の安全性がある。
- d. 10橋に分かれ、分割架橋も可能であって、それに応じた島内の開発効果をもたらす。
- e. 尾道大橋は建設が終わり、因島大橋は建設中で、すでに架橋が開始されている。
- f. 海洋美、史跡文化財の観光、レクリエーション地帯の建設などで、島の産業、経済が大きく発展する。

第2節 架橋へのあゆみ

表1 架橋へのあゆみ (資料：期成同盟会記録、愛媛新聞他)

年	事 項	年	事 項
明22.	大久保謙之丞、宇野一高松間の鉄道建設を主張	昭39. 2	愛媛県促進大会（松山）席上、瀬戸内海大橋と命名、10橋にも固有名つける
昭29.	今治尾道両市、中四国関連連絡道路建設の促進運動	6	河野建設相3ルートの同時着工発表
30. 5	紫雲丸沈没、架橋促進の機運盛り上げる	40. 5	尾道大橋起工式（広島・愛媛県より500名出席）
31. 4	中四国九州連絡道路期成同盟会発足（1市5町）	9	東京にて、連絡道路建設促進大会
32. 4	広島・愛媛両県中国四国連絡道路期成同盟会発足	10	瀬戸山建設相、中村運輸相、万国博に間に合わせ、41年着工を発表
10	今尾ルートの一級国道編入を建設省へ陳状	11	県議会に「瀬戸内海大橋建設委員会」をおく
11	愛媛・広島両県期成同盟会開催	12	架橋促進東京大会、同盟会代表政府へ陳情
35. 5	4県推進同盟会発足	41. 3	土木学界、3ルートとも技術的に架橋可能と発表
6	中、四、九州連絡道路建設促進協議会	5	連絡道路促進東京大会
36. 5	中、四、九州連絡道路建設推進期成同盟会発足（今治市）	6	県工業クラブ、架橋推進特別委員会をおく
37. 3	「本州四国連絡道路経済調査報告書」完成	6	自民党県連、架橋を「公社方式」による積みあげ、40年度大三島伯方の取付工事着工を主張
8	「来島一小島にまず橋をかけよう」と今治商工会議所提唱	7	知事、万国博までに県独自の単

年	事 項	年	事 項
	独架橋案を発表 関係代議士29名により、建設推進国会議員連盟発足 瀬戸内海大橋建設推進今治大会（市公会堂、4県代表1500人参加）	5	新全国総合開発計画で、60年には、3ルートとも完成する計画を明示
	四国総合開発委員長、建設省幹部ら20名視察	7	坪川建設相、原田運輸相ら空より3ルートを視察
8	四国総合開発委員長、建設省幹部ら20名視察	8	9月にルート指定の動き
12	県庁に「瀬戸内海大橋建設推進本部」おく 第2回、瀬戸内海大橋建設推進今治大会（1700人参加）	12	尾道—今治間島内道路52km国道昇格
42. 5	架橋促進松山大会、6000名参加 「架橋の歌」発表 架橋促進東京大会 架橋促進標語入選作品、赤堀忠「現在と未来をつなぐ瀬戸内海大橋」架橋スタンプ作る 建設推進尾道大会、1300名 「でっかい夢」発表会、歌フランク永井（市公会堂） 架橋促進愛媛県離島協議会設立総会 架橋愛媛県島しょ部促進大会（上浦町）700人 架橋地域地形模型完成	45. 1	地元国会議員を囲む懇談会、優占着工について陳情 本四連絡架橋公団設置内定予算成立 13.5億円
		2	県財界緊急懇談会（地方道路公社方式を知事に提案、県も民間資本導入により45年度着工の希望）しかし、広島県は反対
		3	愛媛・広島湾地帯経済交流懇談会（松山）架橋協力会（県内4経済団体）設立
		6	タイ200尾を放流、架橋の影響調査
		7	本四連絡橋公団発足
		8	瀬戸内海大橋関連開発委員会発足 委員長太田明
		12	足場船「創成1号」多々羅沖でボーリング開始
43. 2	建設促進協議会（赤坂プリンスホテル）55名 建設省鉄道公団、工費工期発表 建設促進貯蓄組合発足 目標 5億円	46. 1	架橋公団、48年度、3ルート同時着工60年完成を打出す 県も架橋本部を強化、ボーリング22ヶ所を決定
3	尾道大橋完成	4	県機構改革、特別開発本部設置
7	県、大三島橋架橋地点でボーリング実施 尾道、今治姉妹都市調印式 建設促進東京大会 110名 PR映画「瀬戸内海大橋」完成30分	6	上島架橋計画発表
11		8	検潮所竣工（砂場、井ノ口）
		11	糸山でボーリング開始、6.5cmのパイプを50m
44. 4	国道九四フェリー—開通式、架橋促進陳情 建設促進東京大会（8・9・11月）にも	47. 1	「創成2号」多々羅に到着
		2	今治市瀬戸内海大橋架橋促進協会結成 市長を会長に 170人「架橋地域開発計画」B5 P134 まとまる
		6	尾道調査事務所今治支所開設
		8	馬島西端に「躍進1号」到着

年	事 項	年	事 項
	大三島橋架橋地点で18ヶ所-80mまでボーリング	4	架橋用地事務所開設(県事務所内)
48. 1	架橋関係予定 339億円決定	10	多々羅トンネルのオープンカット工事開始
2	公団の48年度事業決定、今・尾51.7億円	11	25日予定の起工式を延期

第3節 架橋と開発効果

架橋は、地域経済の質的革新をはかる一大プロジェクトであり、今治市の交通体系整備の根幹である。瀬戸内海大橋経済調査委員会の第二次調査報告書では、いかなる財政方策によっても架橋は実現されるべきである、と結論づけており、その開発効果への期待は、多大であった。

表2 昭和60年の大橋交通量予想数表

種 別	台/日				
	愛 媛	徳 島	香 川	高 知	
3ルートの場合	貨物車 5,662	105	839	652	
	バス・普通 12,273	71	861	1,650	
今治・尾道の場合	貨物車 7,629	678	1,790	1,023	
	バス・普通 14,509	232	4,353	2,531	

瀬戸内海大橋経済調査報告書(昭和43年)

表3 55年交通量と経済効果一覧表

交通量	所得増
7,019台/日 9,497人 貨物10,190t	242億円
10,303台/日 11,768人 貨物17,058t	223億円

観光産業研究所(昭和43年発表)

- 経済効果
1. 直接一輸送費、時間、荷渡しと荷造費、交通手段の選択
 2. 間接一生産、輸送の合理化、地域格差の是正、資源開発、流通の合理化、市場拡大、工場誘致、観光客の増加

「今尾架橋経済調査」中間報告(昭和43年)では、①西瀬戸内海経済圏が成立し、臨海地帯として日本経済発展に大きく貢献し、果樹、漁業、造船、観光などを有機的に結合する独得の発展が期待される。②単独なら60年には1日30,467台、3ルートなら20,631台の交通量を予測している。

「瀬戸内海大橋経済効果調査」第二次報告(昭和44年)では、60年の生産所得の増を322億円とみ、50年に使用開始なら、①22年目の71年に、1日4万台の交通量があって、年収220億円で償還を完了、以降は黒字になる。②昭和39年の車による観光客は38.5万人であったが、50年には613.8万、60年には1086万人になると予想した。

いずれにしても、架橋の影響をもっとも強く受けるのは、ルートの島しょを包含する今治市である。今治は人口増を上まわる世帯数の増加が進み、宅地量が増加、開発効果は産業面に著しくあらわれ、自動車のトリップ数も急増していだろう。こうした期待から、地元でも早くから受入れ体制を作り、用地買収では、44年度に架橋地点の瀬戸、伊方、井ノ口で計12,150㎡、

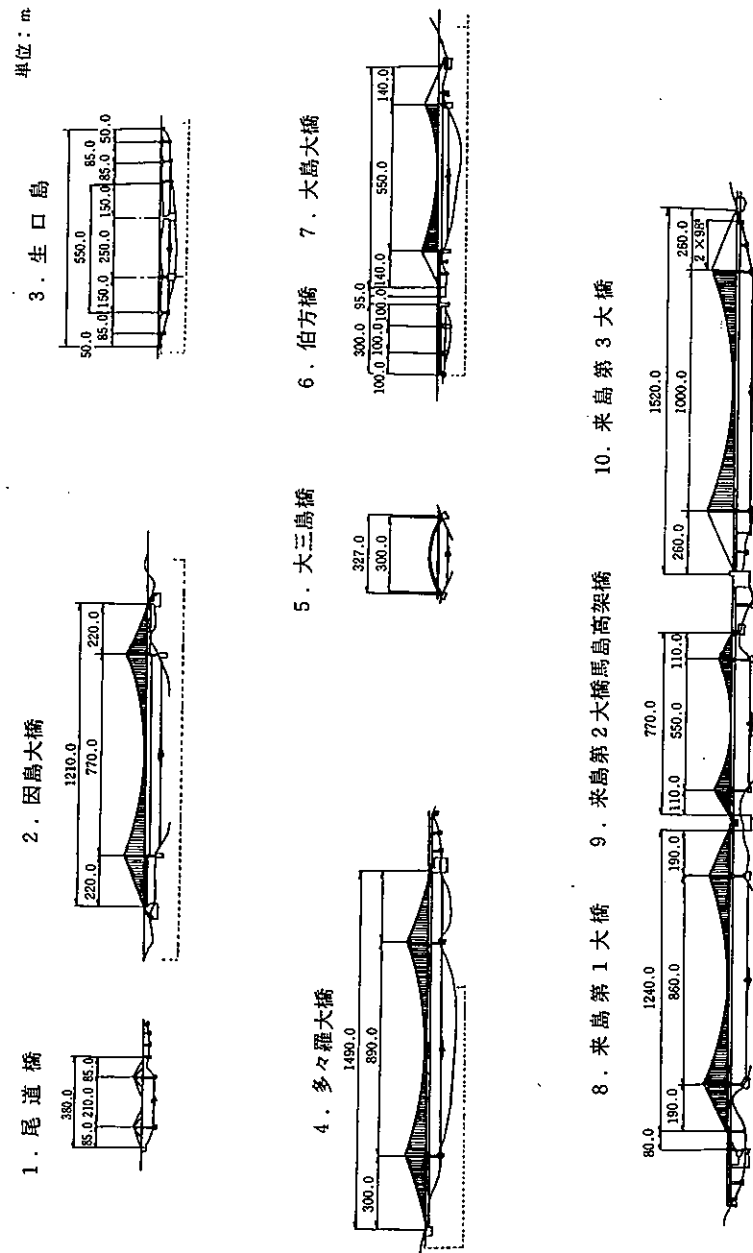
表4 架橋の事業費・工期一覧表 連絡橋公団：47.11 発表 単位百万円

ルート別 区分	神戸鳴門ルート		児島坂出ルート		尾道今治ルート		合 計	
	延長	金額	延長	金額	延長	金額	延長	金額
海 峡 部	7.5km	256,639	13.2km	297,645	9.2km	113,141	29.9km	667,425
陸上部道路	73.2km	131,584	25.6km	48,871	51.6km	72,688	150.4km	253,143
陸上部鉄道	71.1km	84,058	35.6km	41,988	-	-	106.7km	126,046
建設日小計		472,281		388,504		185,829		1,046,614
付帯事務費等		24,459		16,714		15,169		56,342
予備費		49,620		40,522		20,102		110,244
調査費		11,300		8,650		4,050		24,000
小 計		557,660		454,390		225,150		1,237,200
一般管理費		24,340		19,010		9,450		52,800
合 計		582,000		473,400		234,600		1,290,000
工 期	13 年		9 年		9 年			

(注1) 積算の根拠とした鉄道計画は両ルートとも在来線であり、神戸鳴門ルートを新幹線鉄道とする場合にはなお約400億円、また、児島坂出ルートの陸上部に新幹線鉄道を併設する場合にはなお約640億円の増額となる。

(注2) 単価は、昭和47年4月のものである。

図1 尾道今治ルート本四連絡橋一般図(本四連絡橋公団47.11発表)



45年度は、作業基地として糸山17,985㎡、正味10,277㎡の買収を終了した。

また瀬戸内海大橋建設基金を造成、44年度に県は5億円、今治市は1000万円を確保し、架橋貯金は46年11月現在 449億円で、目標 600億に後ひと息である。関係漁協では、円満に漁業補償の交渉が進むよう、今治越智地区中四連絡橋漁業対策協議会を結成している。

第2章 今治市の開発計画

第1節 新市建設計画

今治市は、昭和30年2月、周辺6か町村を合併した際に、28年法律第258号「町村合併促進法」による新市建設計画を立案、市、市議会は、全市民の協力を結集して新市建設をすすめた。これは、30年を基準年度として、34年度までの5ヶ年計画で、進められた。その間、激しい時勢の動きに変更も多く、また困難な財政事情から、実現に至らぬものもあったが、重要な事項は、ほぼその目的を達成し、新市の一体化を確立するとともに、市勢の伸長をはかることができた。

表5 新市建設基本計画の主要目標

市建設基本計画書

年次	人口	就業者	就業者のうち第1次産業	市内生産所得	個人消費支出	生産水準	
						鉱工業	第1次産業
昭和34(基準年次)	100,082	46,271	9,306	95.6億円	73.9億円	100	100
40(中間年次)	103,684	51,254	8,074	148.7	109.4	159	119
45(目標年次)	108,382	55,830	5,863	215.8	153.3	233	138

さらに31年、法律第164号「新市町村建設促進法」により、新市建設計画の調整を規定し、市でもこの計画作成のため長年月を要して、市始まって以来の歴大な科学的、基礎的調査を行ない、結果はB5版、488頁と図9葉の大部にまとめられた。この調査はそれ以降、今日に至るまでの市の諸計画策定の基礎資料として常に用いられている。またこの調査で、始めて市民所得を